

介護予防・日常生活支援事業の 報酬・加算について

福祉部介護福祉課

1. 訪問型サービスについて

- 現状の介護予防訪問介護は月額包括報酬とされているため、総合事業における報酬単価も同様とする
- 基本的には、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)を準用

(1) 単価等の設定について(現行相当)

	予防訪問介護相当サービス	内容等	
単価	【月額包括報酬】	現行、予防訪問介護に同じ	
	予防訪問介護相当サービス(Ⅰ)		1,168単位
	予防訪問介護相当サービス(Ⅱ)		2,335単位
	予防訪問介護相当サービス(Ⅲ)		3,704単位
	※(Ⅲ)は要支援2の認定者のみが利用可		

※ 当分の間、要支援1・2の認定者のみを対象とする

2. 通所型サービスについて

- 現状の介護予防通所介護は月額包括報酬とされているため、総合事業における報酬単価も同様とする
- 基本的には、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)を準用

(1) 単価等の設定について(現行相当)

	予防通所介護相当サービス	内容等
単価	【月額包括報酬】 事業対象者・要支援1 1,647単位 事業対象者・要支援2 3,377単位	現行、予防通所介護に同じ

※ 当分の間、要支援1・2の認定者のみを対象とする

3. 訪問型・通所型サービスの留意事項

- ① H28.4.1以降、苫小牧市の要支援認定者に提供する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、認定の有効期間の切れる利用者から順次、総合事業によるサービスへ移行
- ② 総合事業によるサービスの提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- ③ なお、更新の場合には、変更に係る契約書等を作成し、同意を得た上でサービス提供を開始することが必要。「文言の変更内容：介護予防訪問(通所)介護⇒第1号訪問(通所)型サービス」
- ④ 一単位あたりの単価は現行通り
- ⑤ 請求は従前通り国保連に対して行うが、サービスコードの表は変更となるため、現行サービスコードと混同しないよう注意が必要(別紙コード表のとおり)

4. 介護予防ケアマネジメントについて ①

- 当分の間は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第129号)を準用するため、現行の介護予防支援相当の介護予防ケアマネジメントである介護予防ケアマネジメントAのみを実施

単価等の設定について

	介護予防ケアマネジメント	内容等
単価	介護予防ケアマネジメントA	介護予防支援と同等のサービス
	※ 単価は430 単位	

- ※ 初回加算・・・300単位
- ※ 介護予防小規模多機能連携加算・・・300単位
- ※ 一単位あたりの単価は現行通り

4. 介護予防ケアマネジメントについて ②

初回加算

現行の指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じて算定

- ① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
 - ② 要介護者が要支援認定を受ける又はサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ※ 予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間の満了の翌月からサービス事業対象者として総合事業のサービスへ移行する場合は算定対象外となる。

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して、利用者のサービス事業等の利用状況の情報提供を行い指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成に協力した場合に算定

- ※ 6ヶ月以内に当該加算を算定した利用者については算定対象外となる。
- ※ 利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定

5. 介護予防ケアマネジメントの留意事項 ①

- ① 区分支給限度額・・・現行通り
- ② 給付管理の対象となるサービス
(予防訪問介護相当、予防通所介護相当)
- ③ 契約書(包括⇔利用者、包括⇔居宅介護支援事業所)
 - ・ 包括と居宅介護支援事業所間で結ぶ委託契約に係る契約書は、再度取り交わす必要なし
 - ・ 包括と利用者間の契約は、再契約が必要(変更に係る契約書等による対応)
※重要事項説明書も同様の扱い「文言の変更内容:介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントの両者、またはどちらかを示す」
- ④ 「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の新様式
⇒ 別紙(案)のとおり
- ⑤ ケアプラン様式
⇒ 現行どおり

5. 介護予防ケアマネジメントの留意事項 ②

● 介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメント

① 予防給付のみ必要な場合

⇒ 介護予防サービス計画

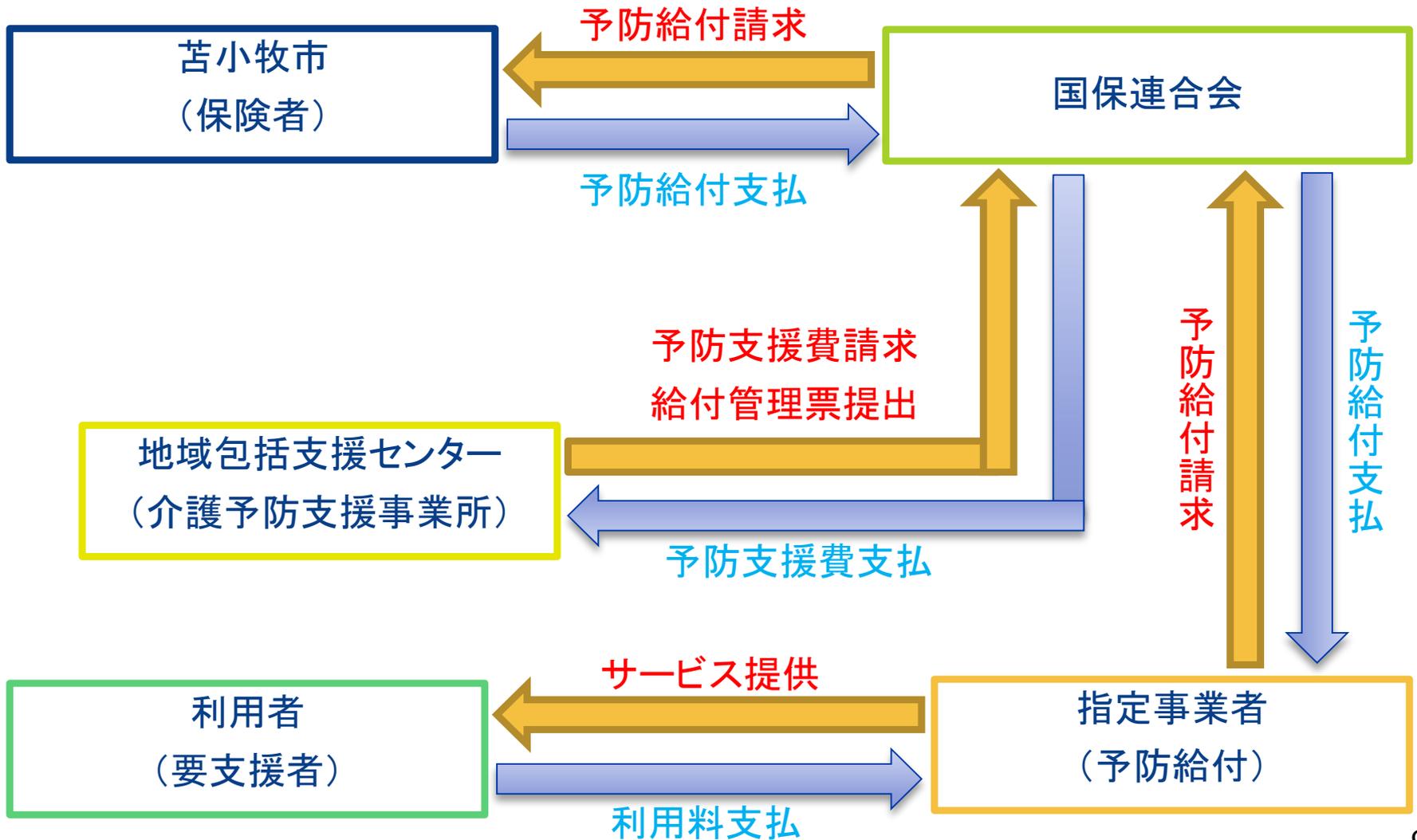
② 予防給付と総合事業が必要な場合

⇒ 介護予防サービス計画

③ 総合事業のみ必要な場合

⇒ 介護予防ケアマネジメント

6. 介護報酬請求の流れ ①(現行)



6. 介護報酬請求の流れ ②(総合事業導入後)

